

貴社の請負った公共植栽工事を万一

保険の対象となる主な事故

お支払いする保険金

- ①偶然な事由(1)～(5)によって生じた、植栽したときの状態での枯死または形姿不良(※1)

- (1)こう水・融雪こう水・
高潮による水害
(2)寒害・凍害・霜害
- (3)干害
(4)塩害
(5)病虫害・鳥獣害



ご注意ください! 「大量枯損」となった場合のみ対象

●損害保険金

損害額-自己負担額(=受注した植栽工事金額×15%)

●撤去費用保険金

②火 災



③落 雷



④破裂・爆発



●損害保険金

損害額(自己負担額はありません。)

●撤去費用保険金

ご注意ください!

平成21年4月1日以降の引渡し工事より、「損害額≥受注した植栽工事金額の60%」に至った「大量枯損」となった場合のみ保険金支払いの対象となります。

受注した工事金額(=保険価額):1,000万円

大量枯損要件:60%

自己負担額:15%

10%

20%

30%

40%

50%

60%

70%

80%

90%

100%

【例1】
損害額:700万円の場合

損害額:700万円

自己負担額:150万円

15%

⇒ お支払いする損害保険金
550万円

【例2】
損害額:500万円の場合

損害額:500万円

損害額が工事金額の
60%に達せず
60%

⇒ 支払いの対象となりません

お支払いする保険金

- 損害保険金…植栽工事を再度施工するために直接必要な材料費、労務費および機械経費(保険価額(※2)を限度)
●撤去費用保険金…損害保険金×2%(1事故500万円を限度)

※1 枯死または形姿不良とは

- ・樹木の全体が枯れた場合
・枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合
・通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合
「枯れ」のみが対象となり、折損等による形姿不良は含まれません。

※2 保険価額とは

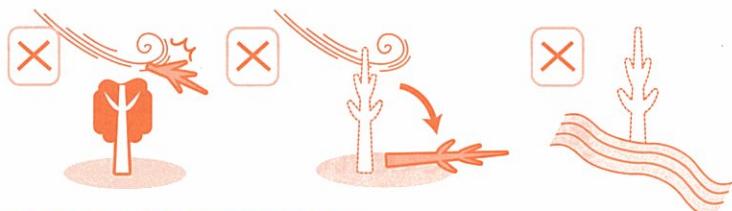
植樹保険の目的である公共植栽工事を、材料費、労務費および機械経費の積算から金銭に評価した額のことをいい、通常、「保険価額=受注した植栽工事金額=お申込み時の保険金額」となります。
保険事故が発生した場合、保険会社においてその評価額の算定を行います。万一、その算定の結果とお申込み時の保険金額とが異なる場合は、保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。



の大量枯損よりお守りいたします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・『大量枯損』(損害額 \geq 受注した植栽工事金額の60%) とならなかった損害
- ・暴風雨、ひょう、雪、なだれ、こう水、土砂崩れ 等によって生じた「折れ」「倒木」「流失」の損害
- ・折れ、倒木、流失によって生じた枯死または形姿不良
- ・施工の欠陥
- ・植栽された樹木等の不良
- ・灌水、除草、施肥、病虫害の防除等の適切な維持管理がなされなかつた場合
- ・風雨等での表土が流出した、または樹木の傾きや倒れが発生した際、正常に活着するようにただちに適切な補修がされなかつた場合
- ・融雪剤の影響によるもの
- ・踏圧、いたずら等の人為的な事由によるもの
- ・地震、噴火、津波によるものなど



対象工事 公共団体が発注する公共植栽工事

対象とならない工事 ①～⑥の工事については加入できませんのでご注意ください。

- ①植栽工事金額が50万円未満の工事
- ②防風林・防雪林・防潮林・防砂林 等
防災の目的を主とする工事(※)

▶ 工事の全てが加入できません。

※植栽工事の目的として防風林・防雪林・防潮林・防砂林等の防災を主たる目的とする工事であり、通常の植栽工事と比較して植栽樹木の活着条件が厳しいもの。
※防火林は除かれますので、加入対象工事となります。

- ③試験植栽工事
- ④移植工事
- ⑤根回し工事
- ⑥種子吹付け工事等の種子の使用による緑化工事

▶ 工事のうち③～⑥を除く植栽工事部分があれば、一部加入(※)できます。

※③～⑥を除く植栽工事費が50万円以上となる場合

保険契約者 財団法人都市緑化基金

保険加入者 公共植栽工事を受注した造園建設業者等の皆様

保険の目的 加入依頼書記載※の植栽樹木・地被植物

※樹木単価50万円以上のもの、または地被植物については加入依頼書に明記しないと保険の対象になりません。

保険期間 工事完成引渡日より1年間

保険金額 工事請負金額のうち植栽に関わる直接工事費^(※) (消費税を含みます。千円単位)
※直接工事費…材料費、労務費および機械経費

保険料+付保証明手数料 (保険料=保険金額×0.85%)+(付保証明手数料 (=2,000円+消費税))